

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第54号	長浜市放課後児童クラブ医療的ケア児支援業務		長浜市益田町56番地 長浜市立びわ北小学校内 放課後児童クラブ「たけのこクラブ」	放課後児童クラブを利用する医療的ケアが必要な児童に対し、必要な医療行為を実施
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1回あたり 12,600円	長浜市港町4番19号 なでしこ 株式会社	対象児童の身体的状況を熟知し、対象児童に対する医療行為の実施経験がある看護師が所属する事業所であるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第3号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市田村町1606番地3 チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ①	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	13,065,840円	米原市醒井547番地1 社会福祉法人 石龍会	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第4号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市田村町1606番地3 チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ②	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	14,558,840円	米原市醒井547番地1 社会福祉法人 石龍会	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
4	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第5号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市小谷丁野町723番地1 ニコニコクラブ	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	17,003,360円	長浜市小谷丁野町2481番地1  社会福祉法人 光寿会	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第6号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町561番地 放課後児童クラブ かゆうの家	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	16,944,798円	長浜市小谷丁野町2481番地1  社会福祉法人 光寿会	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第7号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市勝町470番地 放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	17,880,200円	長浜市垣籠町381番地  みらいBANK 株式会社	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
7	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第8号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市平方町238番地 ワイエフビル23 2階 放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	20,089,400円	長浜市垣籠町381番地  みらいBANK 株式会社	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第9号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市大宮町9番9号 放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	17,365,200円	長浜市垣籠町381番地  みらいBANK株式会社	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第10号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町796番地1 café hanakago 2階 放課後児童クラブ みらいキッズ八幡中山教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	17,528,200円	長浜市垣籠町381番地  みらいBANK 株式会社	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
10	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第11号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町477番地 キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	14,744,320円	長浜市八幡中山町477番地  株式会社 イケダ光音堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第12号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市内保町258番地1 キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	15,065,560円	長浜市八幡中山町477番地  株式会社 イケダ光音堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第13号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市高月町東物部36番地1 キッズパーク放課後児童クラブ 高月学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	14,290,120円	長浜市八幡中山町477番地  株式会社 イケダ光音堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
13	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第14号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校①	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,668,496円	長浜市宮司町1126番地2  株式会社 エム・ジェイホーム	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第15号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校②	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,083,840円	長浜市宮司町1126番地2  株式会社 エム・ジェイホーム	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第16号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校③	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,815,360円	長浜市宮司町1126番地2  株式会社 エム・ジェイホーム	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
16	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第17号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校④	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	13,279,000円	長浜市宮司町1126番地2  株式会社 エム・ジェイホーム	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第18号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市十里町103番地19 放課後児童クラブ ウィッツ 十里校	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,978,656円	長浜市宮司町1126番地2  株式会社 エム・ジェイホーム	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
18	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第19号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市南高田町5番5号 放課後児童クラブ きっずライフ八幡中山 I	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,227,512円	長浜市鍛冶屋町917番地  株式会社 教文堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
19	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第20号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町1154番地1 NKビル2階 放課後児童クラブ きっずライフ八幡中山Ⅱ	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	13,224,986円	長浜市鍛冶屋町917番地  株式会社 教文堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
20	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第21号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市高田町9番15号 長浜セントラルビル3階 放課後児童クラブ きっずライフ高田Ⅰ	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	15,289,201円	長浜市鍛冶屋町917番地  株式会社 教文堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
21	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第22号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市高田町9番15号 長浜セントラルビル3階 放課後児童クラブ きっずライフ高田Ⅱ	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	12,824,224円	長浜市鍛冶屋町917番地  株式会社 教文堂	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
22	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第23号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町612番地 放課後児童クラブ アリーナキッズ	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	22,715,440円	長浜市八幡東町 6 1 2 番地  一般社団法人 Freedom expression	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
23	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第24号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市三ツ矢元町19番34号 放課後児童教室 mocomoco	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	16,961,000円	長浜市三ツ矢元町19番34号  一般社団法人 長浜放課後児童教室	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第25号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市三田町884番地3 放課後児童クラブ はばたき	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から  令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	11,225,604円	長浜市三田町884番地1  株式会社TONOメディカル	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
25	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第26号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市西浅井町塩津中2074 西浅井放課後児童クラブ「フレンズ」	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	9,132,058円	長浜市西浅井町大浦2590番地  西浅井地区地域づくり協議会	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
26	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第27号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市神照町319番地2 ワイエビル30 2階 Kids Lab.長浜神照校	放課後児童クラブの運営業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	18,330,200円	大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目13-2 2 御堂筋フロントタワー  株式会社neuroploom	<p>本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。</p> <p>契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。</p> <p>よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
27	こども家庭支援課	令和8年度 長こ支第97号	放課後児童クラブ発達しょうがい児等ケアマネジメント業務委託		長浜市内放課後児童クラブ	放課後児童クラブを利用する配慮が必要な児童の状態把握や支援員へ助言を行う
	令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年5月1日	669,204円	長浜市富田町431番地5  社会福祉法人湖北会	<p>滋賀県が実施する発達障害者支援キーパーソン養成事業を修了したケアマネジャーが所属し、また、発達障害者ケアマネジメント支援事業を実施する指定障害児相談支援事業所を有する法人が市内に1法人しかいないため、随意契約の相手方として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号